

奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、魅力ある地域づくりや地域課題の解決を推進し、さらなる地域振興を図るため、市町村等が、大学等教育・研究機関及び法人・その他の団体と相互に連携して取り組む地域振興のための事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市町村等 市町村、地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項の一部事務組合若しくは広域連合又は複数の市町村で構成する団体をいう。
- (2) 大学等教育・研究機関 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高等専門学校、短期大学、大学又は大学院をいう。
- (3) 法人・その他の団体 法人格を有する民間事業者、市町村等と民間事業者で組織する団体又は知事が認める団体をいう。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、市町村等、大学等教育・研究機関及び法人・その他の団体とする。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、地域の多様な資源を活かしつつ、次のいずれかの実施主体による地域課題解決のための新たな調査・研究又は創意あふれる活動により地域の振興に資する事業のうちソフト事業とする。

- (1) 市町村等並びに大学等教育・研究機関及び法人・その他の団体
 - (2) 市町村等及び大学等教育・研究機関又は法人・その他の団体
- 2 次に掲げる事業は補助対象としない。
- (1) 市町村における公営企業が行う事業のほか、独立採算を原則としている事業
 - (2) 次条に定める補助下限額に満たない事業

(補助対象事業費及び補助率、補助限度額並びに補助下限額)

第5条 補助金の交付の対象となる事業費（消費税及び地方消費税の額を除く。以下「補助対象事業費」という。）及び補助率、補助限度額並びに補助下限額は、次のとおりとする。なお、補助金の額に千円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てた額とする。

補助対象事業費	① 報償費、旅費、需用費（食糧費を除く。）、役務費、委託料、使用料、賃借料及び原材料費
右記①、②のうち知事が適当と認めるもの	② 負担金（市町村が共同で実施主体となって実施する事業で、その費用を負担するもの）、補助金及び交付金
	②の使途については、①の項目に限るものとする。
	なお、次に掲げる経費は補助対象としない。
	・事業に係る市町村等の職員の人件費
	・市町村等を除く補助対象事業者の構成員に対する人件費
	・一般管理費

補助率	補助対象事業の実施地域	補助率
	奈良県美しい南部・東部地域を県と市町村が協働して振興を図る条例（令和4年4月1日施行）第2条第2号に規定する南部・東部市町村を含む	1／2以内
	その他の地域	1／3以内
補助限度額	10,000 千円 ただし、同一事業計画は最長3年間とし、3年間の補助限度額の総額は20,000 千円とする。	
補助下限額	補助対象事業ごとに250 千円	

- 2 国、県等他の補助金のほか、当該事業の実施を条件として収入される収益、分担金、指定寄付金は補助対象事業費から除く。

（補助対象事業の実施期間）

- 第6条 補助対象事業の実施期間は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の3月末日までとする。

（補助対象事業の採択）

- 第7条 市町村等は、その他の補助対象事業者と協議の上、奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業協働計画書（第1号様式）に次の書類を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 事業連携先の概要（第2号様式）
- (2) 収支予算書（本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者が市町村等にあつては第3－1号様式、大学等教育・研究機関、法人・その他団体にあつては第3－2号様式）
- (3) 次条に定める場合にあつては、同条の指令前着手届
- (4) その他知事が必要と認める書類

- 2 知事は、前項の事業協働計画書が提出されたときは、別に定める奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業審査要領に基づき審査し、事業協働計画書の提出があつた年度の事業の採択を決定する。また必要な場合は条件を付することができるものとする。

（指令前着手）

- 第8条 前条第1項の規定による提出者が、同条第2項の採択又は第10条第1項の交付決定を受けるより前に、やむを得ない事由により補助対象事業に着手しようとするときは、奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金事業指令前着手届（第4号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の交付の申請）

- 第9条 第7条第2項の採択を受けた事業を実施し、本補助金の交付を受けようとする補助対象事業者（以下「申請者」という。）は、奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金交付申請書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。この場合において、申請者が市町村等以外の場合は、第7条第1項の規定による提出を行った市町村において審査し、書類に不備がないことを確認の上、提出しなければならない。

なお、第7条第1項の規定によるものと変更がない場合は、添付を省略することができるものとする。

- (1) 奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業協働計画書（第1号様式）
- (2) 事業連携先の概要（第2号様式）
- (3) 収支予算書（申請者が市町村等にあつては第3－1号様式、大学等教育・研究機関、法人・その他団体にあつては第3－2号様式）
- (4) 前条に定める場合にあつては、同条の指令前着手届

(5) その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第10条 知事は、前条の規定による申請書等の提出があった場合において適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、第7条第1項の規定による提出を行った市町村等を経由して通知するものとする。

2 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認める場合には、必要な条件を付けるものとする。

3 市町村等の長が、その他の申請者に対して補助金の交付を決定する場合においては、前項の条件を条件として付けなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 前条第1項の規定による決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から30日以内にその旨を記載した書面を、第7条第1項の規定による提出を行った市町村等を経由して知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第12条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、第7条第1項の規定による提出を行った市町村等を経由して、奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業計画変更承認申請書（第6号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

(1) 奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業協働計画書（第1号様式）

(2) 事業連携先の概要（第2号様式）

(3) 変更の概要がわかる書類

(4) その他知事が必要と認める書類

2 規則第5条第1項第1号の知事が定める軽微な変更は、収支予算書の区分欄に配分された経費のうち、補助対象事業費の20パーセント以下の増減とする。

3 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、第7条第1項の規定による提出を行った市町村等を経由して、奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする補助事業者は、第7条第1項の規定による提出を行った市町村等を経由して、奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金概算払請求書（第8号様式）を知事に提出しなければならない。

(指示及び検査)

第14条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第15条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、第7条第1項の規定による提出を行った市町村等を経由して、速やかに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第16条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、第7条第1項の規定によ

る提出を行った市町村等を経由して、奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業実績報告書（第9号様式）に、次に掲げる書類を添えて、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日いずれか早い日までに、知事に報告しなければならない。

(1) 奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援事業協働実績書（第10号様式）

(2) 収支精算書（補助事業者が市町村等にあつては第11-1号様式、大学等研究・教育機関、法人・その他団体にあつては第11-2号様式）

(3) 補助対象事業費明細書（第12号様式）

(4) その他知事が必要と認める書類

2 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、本補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の確定及び交付）

第17条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、相当と認めたときは、補助金の額を確定し、第7条第1項の規定による提出を行った市町村等を経由して補助事業者へ通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、第7条第1項の規定による提出を行った市町村等を経由して、奈良県産官学連携による魅力ある地域づくり支援補助金請求書（第13号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求を受けたときは、第13条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が相当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を当該補助事業者に対し請求するものとする。

（交付決定の取消し等）

第18条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第10条第2項又は第3項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第12条の規定に違反したとき。

(3) 第14条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあつては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（補助金の経理等）

第19条 補助事業者は、補助金に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

（その他）

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は知事が別に定める。

ただし、特殊事情の対応等、知事が必要と認める場合は補助率等の変更について別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。